

鳥獣の保護の推進

1. 制度の概要

<希少鳥獣>

- ・希少鳥獣は法第2条第4項に基づき、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして、環境省令で定める鳥獣である。
- ・希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、法第7条の3に基づき、希少鳥獣保護計画を定めることができる。また、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣がある場合において、希少鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、法第7条の4に基づき、特定希少鳥獣管理計画を定めることができる。

<鉛中毒の防止>

- ・基本指針において、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛の汚染の現状を科学的に把握するため、効果的なモニタリング体制を構築し、鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ、水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討することとされている。

<錯誤捕獲の防止>

- ・基本指針において、意図しない鳥獣種の捕獲(錯誤捕獲)の現状を科学的に把握するため、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、わなの使用に伴って錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置等の情報を可能な限り収集し、錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用することとされている。

2. 背景

(1) これまでの取組の概要

<希少鳥獣>

- ・現在、鳥獣保護管理法に基づく希少鳥獣は135種が指定されている。希少鳥獣の指定に当たっては、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているもののほか、絶滅危惧種から外れたものの、保護又は管理の手法が確立されておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要ある鳥獣を環境省令で定めるものとしている。
- ・前回法改正により希少鳥獣保護計画、特定希少鳥獣管理計画制度が創設された。平成28年にえりも地域のゼニガタアザラシについて特定希少鳥獣管理計画を策定し、本計画に基づく計画的な管理を進めている。

<鉛中毒の防止>

・猛禽類の鉛中毒に関し、北海道では、平成9年～令和元年度までにオオワシやオジロワシなど200羽近くの鉛中毒を確認。本州以南では、平成21年度に1羽（オオタカ）を確認している。鉛中毒の防止のため、本州以南における鳥類の鉛汚染の状況把握を進めるとともに、鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、指定猟法禁止区域の活用（北海道：全域指定、北海道以外：約10万ha指定）や非鉛製銃弾の使用を検討することとしている。

<錯誤捕獲の防止>

・鳥獣保護管理法第12条に基づきくくりわなの直径制限や締め付け防止金具の義務づけといった規制を行っているほか、クマ類のゾーニング管理などによる錯誤捕獲防止の取組を進めている。

(2) 現行基本指針策定以降の状況

・地域的に被害防止目的で捕獲されている種が絶滅危惧種に選定される可能性があるなど、地域の実情に応じた希少鳥獣の指定のあり方を検討する必要性が生じてきている。
・環境研究総合推進費を活用し鉛汚染の実態把握を進めており、本州以南において平成30年度に2例の鉛中毒の症例を確認している。
・法改正によりニホンジカ及びイノシシを指定管理鳥獣に指定するなどし、鳥獣の管理の強化を図られている中、特にわなを使用した捕獲が増加している。

3. 課題

<希少鳥獣>

① 現行の基本指針では、絶滅危惧種に選定された鳥獣は希少鳥獣に指定されることとなっているが、局所的には被害防止目的で捕獲されている種が指定される可能性もあるため、地域の実情に応じた保護や管理の視点を踏まえた希少鳥獣の指定のあり方を検討する必要がある。

<鉛中毒の防止>

② 本州以南における鉛中毒及び鉛汚染の発生実態について継続的に調査を行っているが、当該地域における猛禽類の鉛中毒及び鉛汚染に関する科学的知見のさらなる蓄積が必要である。

<錯誤捕獲の防止>

③ わなによる錯誤捕獲の実態が十分に把握されていない場合がある。
④ シカやイノシシ等の鳥獣の管理に伴うわなの使用数の増加に伴い、錯誤捕獲の増加が懸念されている。
⑤ クマ類などが錯誤捕獲された場合の放獣体制の確保が十分でない地域がある。

4. 対応方針（案）

<希少鳥獣>

- ① 希少鳥獣の指定に当たっては、当該種の保護管理に関する状況も踏まえて総合的に判断するための検討を進める（基本指針）。

<鉛中毒対策の防止>

- ② 本州以南における鳥類の鉛汚染等の影響に関する実態調査等をさらに進める（基本指針、通知、情報収集）。

<錯誤捕獲の防止>

- ③ 放獣を行った場合で捕獲実績がない事例や捕獲が想定されうる全ての鳥獣を対象とした捕獲許可の事例なども含め、錯誤捕獲の発生状況を把握するための情報収集の仕組みを構築する（情報収集）。
- ④ 選択的に対象種を捕獲するための手法について調査、検討を行う（情報収集）。
- ⑤ クマ類やカモシカ等の生息地において、わなによるシカやイノシシの捕獲を行う場合には、錯誤捕獲した場合の放獣体制を事前に構築するなどの取組を進める（基本指針、技術的支援）